公　告

諸　事　項

被害回復給付金裁定表記載公告

平成25年12月16日　　名古屋地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第14条第３項の規定により、同条第１項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　名古屋地方検察庁　平成25年第１号

2　支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載した年月日　平成25年12月16日

3　この公告に関する問い合わせ先

〒460―8523　愛知県名古屋市中区三の丸４丁目３番１号　名古屋地方検察庁被害回復事務担当

電話番号　052―951―1481（代表）

○　この公告があった時から６月間、資格裁定を受けた者が被害回復給付金を受ける権利を行使しないときは、その権利は消滅することとなります。

○　上記支給手続における申請人又はその代理人は、裁定表の閲覧を請求することができます。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月16日　　国土交通大臣　太田　昭宏

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	撮影	摘要
数値空中写真	20cm相当	平成25年	ＣＣＧ―2013―２	川本地区	デジタル	462枚
〃	〃	〃	ＣＣＧ―2013―３	北広島地区	〃	85枚
〃	〃	〃	ＣＣＧ―2013―５	吉賀地区	〃	171枚
〃	〃	〃	ＣＣＧ―2013―６	江田島地区	〃	139枚
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2013―８	那須岳地区	〃	186枚

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	面積
数値空中写真（正射画像）	20cm相当	平成25年	ＣＣＧ―2013―２	川本地区	147㎢
〃	〃	〃	ＣＣＧ―2013―３	北広島地区	76㎢
〃	〃	〃	ＣＣＧ―2013―５	吉賀地区	138㎢
〃	〃	〃	ＣＣＧ―2013―６	江田島地区	119㎢
〃	〃	〃	ＣＫＫ―2012―５	神戸地区	680㎢

備考　空中写真の刊行日　平成25年12月17日

